

## 鳥取県の斜面对策事業①

区分	急傾斜地崩壊対策事業	単県急傾斜地崩壊対策事業	単県小規模急傾斜地崩壊対策事業	単県斜面復旧事業
事業目的	◆急傾斜地崩壊区域内の自然がけに対し、急傾斜地の崩壊による災害から県民の生命を保護し、民政の安定と国土の保全に資することを目的とする。 (予防的工事)	◆補助対象とならない急傾斜地崩壊区域内の自然がけに対し、急傾斜地の崩壊による災害から県民の生命を保護し、民政の安定と国土の保全に資することを目的とする。 (予防的工事)	◆県事業の対象とならない急傾斜地において、人家等を保全し、県民生活の安定に寄与することを目的とする。 (予防的工事)	◆県事業及び単県小規模急傾斜地崩壊対策事業の対象とならない、荒廃林地及び急傾斜地において行う災害復旧事業を促進することにより、で公共施設及び人家等を保全し、県民生活の安定にきよすることを目的とする。 (予防的なものは除く)
根拠法令	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(S44.7.1法律第57号)	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(S44.7.1法律第57号)	鳥取県単県小規模急傾斜地崩壊対策事業補助交付金要綱、実施要領(H24.8.1施行)	単県斜面崩壊復旧事業交付要綱、実施要領(H17.4.31施行)
施行主体	県	県	市町村	市町村
施設管理	県	県	市町村	市町村
事業内容	法面工(斜面对策)	法面工(斜面对策)	法面工(斜面对策)	山腹工(斜面对策) 渓流工(谷止工等)
施工用地	有(県が買収)	有(県が買収)	有(市町村が買収)	無(個人所有) ※市町村の判断による

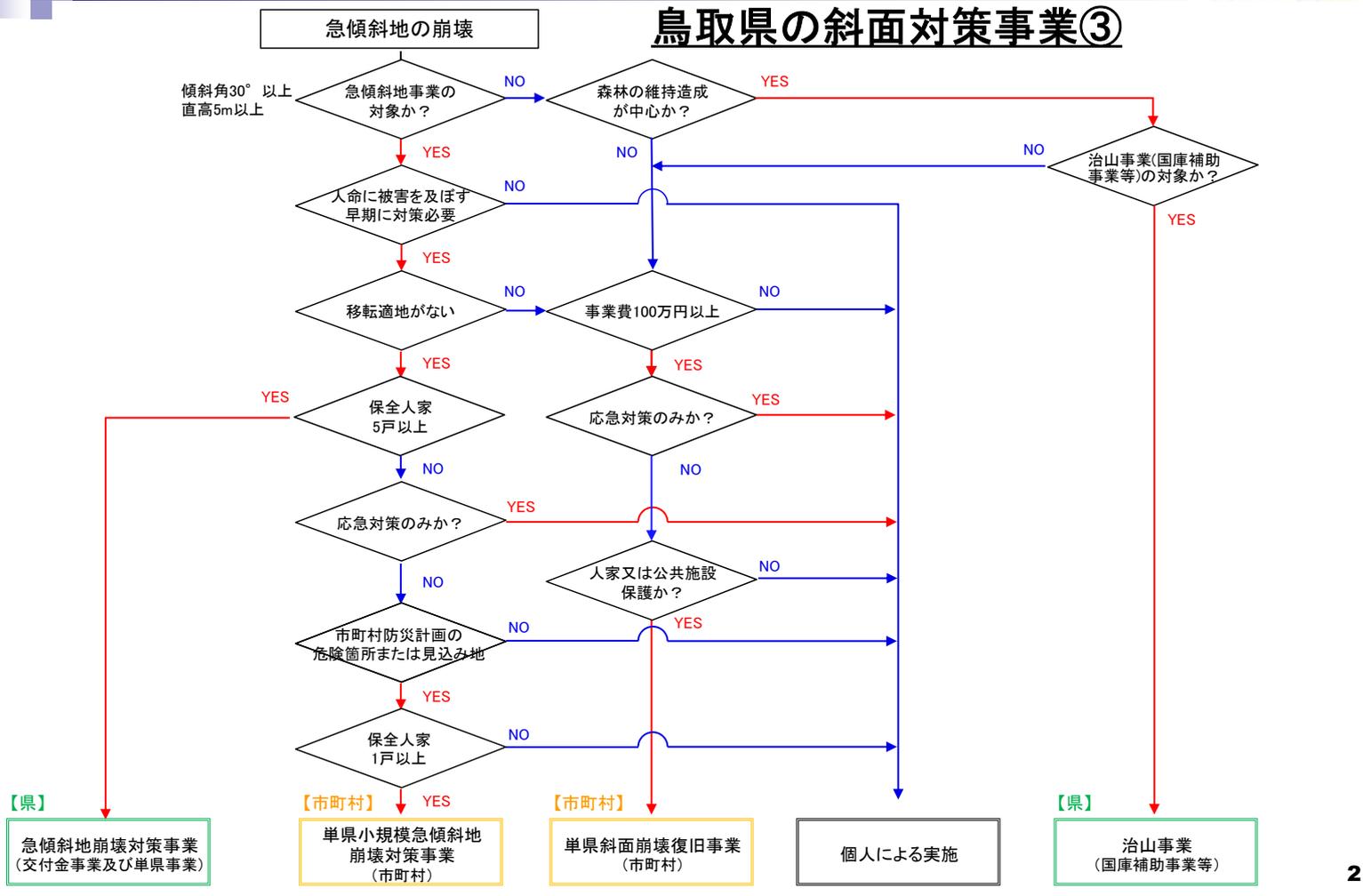
0

## 鳥取県の斜面对策事業②

区分	急傾斜地崩壊対策事業	単県急傾斜地崩壊対策事業	単県小規模急傾斜地崩壊対策事業	単県斜面復旧事業	
採択基準	斜面要件	高さ10m以上、傾斜度30度以上	高さ5m以上、傾斜度30度以上	高さ5m以上、傾斜度30度以上	なし(※その他のいずれかに該当するもの)
	保全対象	10戸以上	5戸以上10戸未満	1戸以上5戸未満	1戸以上
	公共施設等	◆主要公共施設 (官公署、学校、病院等) ◆避難場所	◆主要公共施設 (官公署、学校、病院等)	(◆人家を含むもの) 避難場所、工場、作業場、公民館、学校、旅館、郵便局、寺、病院など	◆主要公共施設 (官公署、学校、病院、鉄道、道路、港湾等) ◆共同利用施設、重要な産業施設
	その他	◆移転適地がないこと	◆移転適地がないこと	◆移転適地がないこと	◆1、2級河川の上流域箇所以下流域に被害を与えるもの。 ◆耕地、ため池、用排水施設 ◆国庫補助に関連して行うもの。 ◆知事が必要と認められるもの。
	事業費	7,000万円以上	—	—	100万円以上
	法指定の有無	有	有	無	無
補助率	1/2	—	1/2	1/2以内かつ市町村負担と同額補助	
地元負担	市町村毎に決定	市町村毎に決定	市町村毎に決定	市町村毎に決定	

1

### 鳥取県の斜面对策事業③



### 鳥取県の斜面对策事業④

斜面高・保全人家戸数における事業区分

斜面 直高 人家 戸数	10m以上	5~10m未満	5m未満	事業主体	斜面と保全家屋数		備考
	対応事業						
0戸	—			—	—		—
1~4戸	【単県】 単県斜面崩壊復旧事業(災害復旧対応のみ)			市町村			
	【単県】 単県小規模急傾斜地崩壊対策事業			市町村			
5~9戸	【単県】 単県急傾斜地崩壊対策事業			県			対策要望斜面直下の保全家屋が5戸未満であっても一連の斜面で5戸以上なら単県急傾斜事業
10戸以上	【交付金】 急傾斜地崩壊 対策事業	【単県】 単県急傾斜地崩壊 対策事業		県			対策要望斜面直下の保全家屋が5戸未満であっても一連の斜面で10戸以上なら交付金急傾斜事業